

事務所ニュース [No.298]



最低賃金が変わりました

— 2024.10.5 から —

最低賃金が **10月5日**から**952円**となりました。
給与計算の場合 10/1~10/4 897円 10/5から952円となります。
時給、日給、月給 全ての給与に間違いがないようにお願いします。

健康保険証の発行が廃止されます

— 2024年12月2日に廃止 —

医療機関等の受診は「マイナ保険証」となります。
マイナ保険証利用のためには事前準備が必要です

給与台帳・給与明細の
デジタル化！**ペーパーレス**
の給与台帳は管理が簡単で
す。個人の給与明細はご自分
のスマホで確認できます
便利で安心！！



短時間労働者の健康保険・厚生年金の加入

— 2024.10.1 —

要件

週の所定労働時間が**20時間以上**
従業員**51人以上**（健康保険加入者、外国人も含みます）

※月の変形労働時間の場合・・・概ね、**月89時間以上**の場合は加入要件に該当します。
（詳しくは当事務所にお尋ねください）

フリーランスの就業が法制化されます

— 2024.11.1 —

フリーランス（従業員を使用しない個人）の方が企業との
雇用契約ではなく企業との業務委託により委託料を得ること
になる。いわゆる「一人親方」という形ですが、労災保険に
特別加入することができます。

ITフリーランス、通訳事業等に従事する方など幅広い活躍が期待できます。



社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : contact@office-coa.ne.jp * HP : <https://www.office-coa.net>